

E i w a N e w s

取引先に対する債権放棄等に係る課税関係
について

令和2年12月
(No. 185)

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少し資金繰りが困難となった取引先に対する支援として、売掛金等の免除や無利息融資等を行うことが見受けられます。

そこで、今回は法人税法の寄附金の損金不算入の制度内容を含め、取引先に対して支援を行った場合の取り扱いをご紹介します。

【1】寄附金の損金不算入

(1)制度概要

法人が支出する寄附金のうち国や地方公共団体への寄付金と指定寄附金は、その全額が損金の額に算入され、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金の額に算入されます。

※指定寄附金とは、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定した寄附金をいいます。

また、一定の限度額とは、その法人の資本金等の額、所得金額に応じて計算した限度額で次の算式により計算した金額です。

〈一般の寄附金の損金算入限度額〉

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \Big] \times \frac{1}{4}$$

〈特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額〉

次の特別損金算入限度額と一般の寄附金の損金算入限度額の合計額に達するまでの金額。

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \Big] \times \frac{1}{2}$$

※特定公益増進法人とは、公共法人等のうち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた法人をいいます。

(2)寄附金の額

「寄附金の額とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合におけるその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与時の価額又はその経済的な利益のその供与時の価額によるものとする。」と定められています。

名目に関わらず実質的な判断となり、直接的な寄附はもちろん間接的な寄附である経済的な利益の供与も含まれます。

【2】災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等

法人が、災害を受けた得意先等の取引先に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間内に売掛金等の債権の全部若しくは一部を免除した場合又は低利若しくは無利息による融資をした場合には、その免除等をしたことによる損失の額（経済的な利益の供与の額）は、寄附金の額に該当しません。

(1)新型コロナウイルス感染症の場合

新型コロナウイルス感染症による入国制限又は外出自粛の要請など、自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対し、支援を目的として相当の期間内に行う売掛金等の免除又は低利若しくは無利息による融資をした場合にも上記の規定が適用されます。

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少しているかについては、取引先が営業自粛をしていたことにより、1・2か月休業していた場合、又は取引先が持続化給付金など売上が減少していることを要件とする給付金の支給を受けている場合などが想定されます。

しかし、現に取引先の資金繰りが困難となっているかは個々に判断する必要があります。

そのため、税務調査等に備えて、資金繰りが困難となったことを示す取引先の直近の決算書や売上状況を示す書類などは保管しておく必要があります。

(2)相当の期間内について

相当の期間内とは、災害時においては、通常の営業活動を再開するまでの復旧過程の期間に行う支援が前提とされていますが、新型コロナウイルス感染症による場合には、取引先が依然として売上の減少等により資金繰りが困難な状況が続いているのであれば、相当の期間内の支援として取扱われます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せない状況ですが、皆様、お身体にはくれぐれもお気を付けください。

本年も、皆様にはご厚情を賜わりまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊社事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。